

議案第 7 8 号

志摩市奨学基金条例の一部改正について

志摩市奨学基金条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日 提 出

志摩市長 橋 爪 政 吉

志摩市奨学基金条例の一部を改正する条例

志摩市奨学基金条例(平成 24 年志摩市条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「1 億 8,500 万円」を「8,500 万円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。